

記録部会規程

1. 名称及び所在地

- (1) 名称は、安城市ソフトボール協会記録部と称し、愛知県ソフトボール協会西三河支部記録委員会に所属し、安城市に居住、在勤、若しくはこれに準ずる公式記録員を以て運営する。
- (2) 本部会は、事務所を記録部会事務局に置く。

2. 目的及び事業

- (1) 本部会は、安城市ソフトボール協会の主催、又は主管する事業の運営に参加協力して試合における公式記録の採取、保存及び公式記録の指導、実践に当たる。
- (2) 本部会は、記録員の権威と資質を高め、記録技術の向上を図る。
- (3) その他、目的達成のため必要な事業。

3. 役員及び選出

- (1) 本部会に次の役員を置く。

① 顧問	若干名	
② 記録部長	1名	
③ 記録副部長	2名	
④ 記録事務局長	1名	(記録部長・記録副部長で兼務することができる)
⑤ 記録員	若干名	
⑥ 記録指導員	若干名	
⑦ 会計監査員	2名	
- (2) 記録部長、記録副部長は、記録部会の推薦により理事会で認証を受け、会長が委嘱する。
- (3) 記録事務局長は、記録部長が推薦し、会長が委嘱する。
- (4) 記録員は、1種公式記録員中から必要により記録部長が推薦し、会長が委嘱する。
- (5) 記録指導委員は、記録部会の推薦により理事会で認証を受け、会長が委嘱する。
- (6) 会計監査員は、安城市ソフトボール協会監事とする。

4. 役員の任期

- (1) 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

5. 役員の任務

- (1) 記録部長は、本部会を代表し、会務を統括するとともに西三河支部記録委員会から情報伝達及び記録員派遣要請の任に当たる。
- (2) 記録副部長は、記録部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 記録事務局長は、本部会の総務と経理を掌る。
- (4) 記録委員は、役員会を組織し、本部会業務に参画及び決議し掌理する。
- (5) 役員は、記録員の技術向上のため指導、援助する。
- (6) 記録指導委員は、西三河支部記録委員会の任務に当る。
- (7) 会計監査は、記録部会の財務を監査する。

野 球 部 員

1. 主 催 安城市ソフトボール協会

2. 会 場 安城市ソフトボール場A球場・B球場、和泉公園A球場・B球場他

6. 会 議

- (1) 記録部長は、必要に応じて役員会（部長・副部長・事務局長）並びに記録委員会を開催する。
- (2) 記録部会は、年1回以上開催し、原則として記録部長が議長となる。

7. 資格の喪失及び停止

- (1) 年度登録更新をしなかったとき。
- (2) 協会が主催又は主管する大会に委嘱されたにもかかわらず、正当な理由なくして出席しなかったとき
- (3) 公式記録員として任務遂行に支障をきたしたとき。
- (4) 公式記録員として品位を著しく損ねたとき。
- (5) 資格喪失及び停止は記録委員会で審議し、安城市ソフトボール協会理事会において決定する。

8. 記録員心得

- (1) 本部会に登録した部員（記録員）は、年間最低1回は大会に協力するか、研修会に参加することを義務とする。
- (2) 試合には、原則として指定された記録服を着用して臨むこと。
- (3) 記録員相互の批判は慎み、お互い助け合いチームワークを保つこと。
- (4) 公式記録員は、公平であることに心掛けること。
- (5) 常にルールと記録実技を研究し、技術の向上に努力すること。

9. 記録員資格の取得

- (1) 公益財団法人日本ソフトボール協会公式記録員の資格を取得するには「、記録部長並びに安城市ソフトボール協会会長の推薦により第3種公式記録認定会を受験することができる。
- (2) 研修期間中の記録実技・ルール指導は、記録部長若しくはこれに準ずる者がその任に当たる。

10. 経 費

- (1) 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。
 - ① 会費
 - ② 協会記録育成費
 - ③ その他寄付金等

付 則

- (1) 本規程にない項目は、公益財団法人日本ソフトボール協会公式記録員規程並びに愛知県ソフトボール協会西三河支部記録委員会規程に準ずる。
- (2) 本規程の改廃は、記録部会で上申し、理事会で審議して会長が決定する。
- (3) 本規程は、平成7年（1995年）2月4日「より実施する。
- (4) 平成24年（2012年）3月3日一部改正
- (5) 平成26年（2014年）3月1日一部改正
- (6) 平成27年（2015年）3月1日一部改正